

京都大学附属図書館利用規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百二号)

京都大学附属図書館利用規程(昭和六十年達示第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「館長が特に認めたる者」を「図書館資料の閲覧、検索、複写等を希望する者」に改める。

第九条を削り、第八条中「教育又は研究を目的とする場合に限り、学術に係る調査及び情報の提供」を「学習、教育又は研究のため必要があるときは、資料の所在調査等」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、同条を次のように改める。

(目録及び利用規程)

第八条 図書館資料の利用に供するため、図書館資料の目録及びこの利用規程を常時図書館閲覧室に備付けるものとする。

第六条を第七条とし、第五条第一項第一号中「午後九時」を「午後十時」に改め、同項第三号を削り、同条を第六条とする。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に、「館長が許可した者には」を「継続的な利用を希望する者には、所定の手続を経て」に、同条第三項中「利用者は、利用証を」を「利用証は、」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(利用の制限)

第四条 試験期間中において閲覧室等が特に混雑している場合その他本学における学習、教育又は研究に支障をきたすおそれがあるときは、館長又は分館長は、図書館の利用を制限することができる。

第十一条第一項中「所定の閲覧願を提出し、本館にあつては館長、分館にあつては分館長(以下「館長又は分館長」という。)の許可を得なければ」を「本館にあつては館長、分館にあつては分館長(以下「館長又は分館長」という。)に所定の閲覧願を提出しなければ」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(閲覧の制限)

第十一条の二 館長又は分館長は、次の各号の一に該当するときは、当該図書館資料の一般の閲覧を制限することができる。

一 当該図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下次号において「情報公開法」という。)第五条第一号、第二号及び第四号イに掲げる情報が記されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

二 当該図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第五条第二号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

三 当該図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該図書館資料が現に使用されている場合

(閲覧場所)

第十一条の三 図書館資料の閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

第十九条第一項中「午前九時から午後八時(第五条第一項第三号に掲げる期間にあつては、午後四時)」を「午前九時から午後九時」に改める。

第十二条中「利用証を掛員に提示し」を削る。

第二十条第一項中「教育」を「学習、教育」と改める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。